

第1回定例会 議案審議

条例改正等

◆千曲市・坂城町等公平委員会共同設置規約の一部改正

千曲市・坂城町等公平委員会を共同設置する地方公共団体に六ヶ郷用水組合を加え、共同設置する地方公共団体の数の増加及び規約の変更を行う。

◆坂城町会計年度任用職員給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

会計年度任用職員の手当に関して、勤勉手当の支給対象となる要件を定め、支給額の算出方法やその他規定については、町の正規職員と同様に扱うものとし、令和7年度から新たに勤勉手当の支給を行うため改正を行う。

◆坂城町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正

近年の地方公共団体の事務処理において情報処理システム等のソフトウェアの活用が進み、使用許諾契約により事業者が保有するソフトウェアを利用する形態が増加する中、複数年度の契約で、より効率的、安定的な行政運営に資するものもあることから改正を行う。

◆坂城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正

町が行う一般廃棄物の収集、運搬について、下水道の普及による「し尿」及び「家庭雑排水汚泥」の収集量減少や、燃料価格等の高騰がある中、事業の安定化のため、一般廃棄物処理手数料について改定を行う。

◆坂城町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正

居宅訪問型保育事業者を除く特定地域型保育事業者における、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園など連携施設の確保について、著しく困難で、一定の要件を満たすと認められるときは、小規模保育事業者など連携協力者の確保に代えることができる」とする改正を行う。

◆坂城町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正

家庭的保育事業者等における、保育内容支援及び代替保育に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園など連携施設の確保について、著しく困難で、一定の要件を満たすと認められるときは、小規模保育事業者など連携協力者の確保

に代えることができる」とする改正を行う。

また、栄養士法が改正され、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士免許の取得が可能となったことから「栄養士」と規定されている箇所について「管理栄養士」を加える。

◆坂城町運動場条例の一部改正

令和元年東日本台風の際に流出し、使用を停止した「鼠橋運動公園運動場」及び坂城大橋上流側

にある「千曲運動場」について削除する。

◆坂城町国民健康保険条例の一部改正

県の運営方針に沿い、4方式から3方式による賦課とするため、資産割を廃止し必要な税額確保に向け、均等割・平等割の税額改正を行う。

◆坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

損害補償の額の算定の基礎となる「補償基礎

額」と「扶養に係る補償基礎額の加算額」を改定する。

◆坂城町消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正

退職報償金支給額の基礎となる勤務年数に、新たに「35年以上」の区分を追加し、階級ごとの退職報償金支給額を定める。

令和6年度一般会計補正予算 (主なもの)

◆第8号補正額：△2,551万円

歳入

町税	9,000万円
地方消費税交付金	7,513万円
国庫支出金	△1億272万円
繰入金	△6,017万円

歳出

温泉管理事業	703万円
介護・訓練等給付費	750万円
道路新設改良一般事業	958万円
保健福祉等複合施設整備基金への積立金	2億2,251万円
電算一般経費	△2,506万円
児童手当	△5,500万円
予防接種事業	△2,160万円
A01号線道路改良事業	△2,165万円

主に、歳入、歳出全般にわたる事務事業の清算に伴う補正